

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料	(略)	(略)	処置料	(略)	(略)
等	妊婦等健診料等		等	妊婦等健診料等	
	妊婦健診料(診察・指導) 初回 1回につき	4,000		妊婦健診料(診察・指導) 初回 1回につき	4,000
	妊婦健診料(診察・指導) <u>2回目以降</u> 1回につき	3,000		妊婦健診料(診察・指導) 1回につき	3,000
	<u>妊婦健診料(助産師外来) 1回につき</u> (新設)	<u>3,000</u> (新設)			
	妊婦指導料(母親学級) 1回につき	800		妊婦指導料(母親学級) 1回につき	800
	妊婦指導料(オンライン母親学級)	1,980		妊婦指導料(オンライン母親学級)	1,980

	産婦指導料(助産師外来) 初回 1回につき	3,000		妊婦指導料(助産師外来) 1回につき	1,200
	産婦指導料(助産師外来) 2回目以降 1回につき (新設)	2,000 (新設)			
	産婦指導料(母乳外来) 1回につき (新設)	3,000 (新設)			
	産後健診料 1回につき	3,000		産後健診料 1回につき	3,000
	乳児検診料 1回につき	7,150		乳児検診料 1回につき	7,150
	(略)			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
<p>【改正理由】 妊婦健診料(助産師外来)及び産婦指導料(母乳外来)について新たに自費料金を設定するため、また、産婦指導料(助産師外来)について自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。</p>					